別紙2（第3条関係)

別表第1の①注4により算定される額

当該月の日数

当該月の入所日数

別表第1の①（注4を除く。）により算定される額

2　身体障害者指定施設支援に要する費用の額

1　指定施設支援に要する費用の額は、別表第1身体障害者指定施設支援費単価表1により算定した額に別表第2に定める率を乗じ、2から4を加えて算定するものとする。ただし、月の中途で入所又は退所（入院を含む。）した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、以下の算式により算定するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　×　　　　　　　　　＋

　　×別表第2に定める率＋別表第1の①4により算定される額

　　×　　　　　　　　　＋別表第1の①2及び3により算定される額

当該月の日数

当該月の入所日数

2　前号の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第1号

身体障害者指定施設支援費単価表

第1　身体障害者更生施設支援費

①　身体障害者更生施設支援費（1月につき）

イ　身体障害者更生施設支援費（内部障害者更生施設を除く。）

㈠　定員規模（通所による入所者の定員を除く。ホを除き以下同じ。）が40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　355,000円

⑵　区分Ｂ　　　295,900円

⑶　区分Ｃ　　　260,300円

㈡　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　277,000円

⑵　区分Ｂ　　　228,700円

⑶　区分Ｃ　　　189,300円

㈢　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　261,300円

⑵　区分Ｂ　　　204,900円

⑶　区分Ｃ　　　163,600円

㈣　定員規模が91人以上の施設

⑴　区分Ａ　　　237,300円

⑵　区分Ｂ　　　184,000円

⑶　区分Ｃ　　　153,600円

㈤　通所による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　　 91,800円

⑵　区分Ｂ　　　 89,800円

⑶　区分Ｃ　　　 87,800円

ロ　身体障害者更生施設支援費（内部障害者更生施設に限る。）

㈠　定員規模が40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　367,500円

⑵　区分Ｂ　　　308,400円

⑶　区分Ｃ　　　272,800円

㈡　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　289,500円

⑵　区分Ｂ　　　241,200円

⑶　区分Ｃ　　　201,800円

㈢　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　273,800円

⑵　区分Ｂ　　　217,400円

⑶　区分Ｃ　　　176,100円

㈣　定員規模が91人以上の施設

⑴　区分Ａ　　　249,800円

⑵　区分Ｂ　　　196,500円

⑶　区分Ｃ　　　166,100円

㈤　通所による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　　 91,800円

⑵　区分Ｂ　　　 89,800円

⑶　区分Ｃ　　　 87,800円

注

⑴　指定内部障害更生施設（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1項ニに規定する指定内部障害更生施設をいう。以下同じ。）以外の指定身体障害者更生施設（指定施設支援基準第2条第1号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。）又は指定内部障害者更生施設において指定施設支援を行った場合に、入所者の障害程度区分（法第17条の3第10項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定身体障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入居者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。)に対し、重度身体障害者更生援護施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。）において入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ａに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の指定身体障害者更生施設において入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｃに該当するものとみなして所定額を算定し、指定身体障害者更生施設において通所による指定施設支援を行った場合は当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核都市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は1人1月につき次に掲げる額を所要額に加算する。

イ　入所定員が40人以下の場合 17,700円

ロ　入所定員が41人以上60人以下の場合 10,600円

ハ　入所定員が61人以上90人以下の場合 7,600円

ニ　入所定員が91人以上の場合 5,300円

⑷　区分Ａに該当する者又は重度身体障害者援護施設の旧措置者であって、視覚障害、聴覚障害若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）知的障害者又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,100円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑸　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合又は入所者（入所による指定施設支援を受けている者に限る。）に対して外泊を認めた場合、当該期間中の所定額の100分の80に相当する額を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。

2　入所時特別支援加算　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

3　退所時特別支援加算　　21,800円

注

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホームを含む。）に先立って、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「基準省令」という。）の人員に関する規準に規定する当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

第2　身体障害者療護施設支援

①　身体障害者療護施設支援費（1月につき）

ハ　身体障害者療護施設支援費

㈠　定員規模が10人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　432,400円

⑵　区分Ｂ　　　384,700円

⑶　区分Ｃ　　　336,900円

㈡　定員規模が11人以上20人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　344,900円

⑵　区分Ｂ　　　321,000円

⑶　区分Ｃ　　　297,100円

㈢　定員規模が30人以上40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　497,800円

⑵　区分Ｂ　　　456,000円

⑶　区分Ｃ　　　413,800円

㈣　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　404,600円

⑵　区分Ｂ　　　379,500円

⑶　区分Ｃ　　　353,700円

㈤　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　396,200円

⑵　区分Ｂ　　　371,400円

⑶　区分Ｃ　　　341,900円

㈥　定員規模が91人以上の施設

⑴　区分Ａ　　　364,200円

⑵　区分Ｂ　　　339,000円

⑶　区分Ｃ　　　313,500円

㈦　通所による入所定員規模が4人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　164,000円

⑵　区分Ｂ　　　159,000円

⑶　区分Ｃ　　　154,000円

㈧　通所による入所定員規模が5人以上10人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　278,200円

⑵　区分Ｂ　　　276,100円

⑶　区分Ｃ　　　274,100円

㈨　通所による入所定員規模が11人以上20人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　201,800円

⑵　区分Ｂ　　　200,800円

⑶　区分Ｃ　　　199,800円

注

⑴　指定身体障害者療護施設（指定施設支援基準第2条第2号に規定する指定身体障害者入所療護施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の障害程度区分（法第17条の3第10項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定身体障害者療護施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入居者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核都市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は1人1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ　入所定員が40人以下の場合 17,700円

ロ　入所定員が41人以上60人以下の場合 10,600円

ハ　入所定員が61人以上90人以下の場合 7,600円

ニ　入所定員が91人以上の場合 5,300円

⑷　区分Ａに該当する者であって、3種類以上を有する重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑸　医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、指定施設支援を行った場合は、遷延性意識障害加算として、1月に10,000円を所定額に加算する。

※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

⑴　自力移動の不能なもの

⑵　意味のある発語を欠くもの

⑶　意思疎通を欠くもの

⑷　視覚による認識を欠くもの

⑸　原始的な咀しゃく、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの

⑹　排せつ失禁状態のもの

⑹　医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者（以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。）である入所者に対して、指定施設支援を行った場合は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、1月に20,000円を所定額に加算する。

⑺　筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、指定施設支援を行った場合は、神経内科医加算として、1月に14,000円を所定額に加算する。

⑻　筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を指定施設支援基準第43条第1項第2号ロに規定する員数に加えて、常勤換算方法（指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算法をいう。）で1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、指定施設支援を行った場合は、看護師加算として、1月に81,600円を所定額に加算する。

⑼　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2　入所時特別支援加算　　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

3　退所時特別支援加算　　　21,800円

注

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホームを含む。）に先立って、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「基準省令」という。）の人員に関する基準に規定する当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

第3　身体障害者授産施設支援

①　身体障害者授産施設支援費（1月につき）

ニ　指定特定身体障害者入所授産施設支援費

㈠　定員規模が40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　301,500円

⑵　区分Ｂ　　　252,600円

⑶　区分Ｃ　　　216,900円

㈡　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　232,300円

⑵　区分Ｂ　　　202,300円

⑶　区分Ｃ　　　168,600円

㈢　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　215,900円

⑵　区分Ｂ　　　180,800円

⑶　区分Ｃ　　　156,700円

㈣　定員規模が91人以上の施設

⑴　区分Ａ　　　187,600円

⑵　区分Ｂ　　　160,600円

⑶　区分Ｃ　　　139,200円

㈤　通所による指定施設支援を提供（6人以上）する場合

⑴　区分Ａ　　　 91,800円

⑵　区分Ｂ　　　 89,800円

⑶　区分Ｃ　　　 87,800円

㈥　分場による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　　115,700円

⑵　区分Ｂ　　　107,300円

⑶　区分Ｃ　　　 98,900円

ホ　指定特定身体障害者通所授産施設支援費

㈠　定員規模（分場の入所者の定員を除く。以下同じ。）が20人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　163,700円

⑵　区分Ｂ　　　155,700円

⑶　区分Ｃ　　　139,200円

㈡　定員規模が21人以上40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　131,500円

⑵　区分Ｂ　　　126,200円

⑶　区分Ｃ　　　120,900円

㈢　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　　107,700円

⑵　区分Ｂ　　　104,500円

⑶　区分Ｃ　　　 97,900円

㈣　定員規模が61人以上の施設

⑴　区分Ａ　　　 94,700円

⑵　区分Ｂ　　　 92,500円

⑶　区分Ｃ　　　 87,700円

㈤　分場による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　　115,700円

⑵　区分Ｂ　　　107,300円

⑶　区分Ｃ　　　 98,900円

注

⑴　指定特定身体障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。）又は指定特定身体障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第51条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の障害程度区分（法第17条の3第10項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定特定身体障害者療護施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）に対し、重度身体障害者授産施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第30条第2号に規定する重度身体障害者授産施設をいう。注⑶において同じ。）において、入所の指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ａに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の指定特定身体障害者授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｃに該当するものとみなして所定額を算定し、指定特定身体障害者授産施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　区分Ａに該当する者又は重度身体障害者授産施設の旧措置入所者であって重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑷　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する

2　入所時特別支援加算　　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

3　退所時特別支援加算　　　21,800円

注

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホームを含む。）に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

別表第2号

特別区

身体障害者更生施設支援　　　　　1000分の1073

身体障害者療護施設支援　　　　　1000分の1080

身体障害者授産施設支援　　　　　1000分の1068

身体障害者通所授産施設支援　　　1000分の1075

特甲地

身体障害者更生施設支援　　　　　1000分の1061

身体障害者療護施設支援　　　　　1000分の1067

身体障害者授産施設支援　　　　　1000分の1057

身体障害者通所授産施設支援　　　1000分の1062

甲地

身体障害者更生施設支援　　　　　1000分の1036

身体障害者療護施設支援　　　　　1000分の1040

身体障害者授産施設支援　　　　　1000分の1034

身体障害者通所授産施設支援　　　1000分の1037

乙地

身体障害者更生施設支援　　　　　1000分の1018

身体障害者療護施設支援　　　　　1000分の1020

身体障害者授産施設支援　　　　　1000分の1017

身体障害者通所授産施設支援　　　1000分の1019

丙地

身体障害者更生施設支援　　　　　1000分の1000

身体障害者療護施設支援　　　　　1000分の1000

身体障害者授産施設支援　　　　　1000分の1000

身体障害者通所授産施設支援　　　1000分の1000

(注) 級地区分は、「1　指定居宅支援等に要する費用の額」の別表第2と同じ。